

平成20年11月5日

株式会社マイホームリサーチ
代表取締役 辻 昌宏 殿

社団法人全国消費生活相談員協会
理事長 下谷内 富士子
〒108-8566
東京都港区高輪3-13-22
国民生活センタービル内

再 申 入 書

当協会は貴社を賃貸人とする住居の賃貸借契約に使用されている賃貸借契約書を入手して、当該契約条項につき検討したところ、消費者の利益を一方的に害し消費者契約法第10条等により無効となる不当な条項や、運用により消費者に誤った判断をさせる可能性のある条項等があることが判明したため、平成20年8月21日付で貴社に対して是正等を行うよう申入れを行いました。併せて貴社が契約締結業務等を全面的に依頼している株式会社レンタックスに対しても同趣旨の申入れを行いました。

それに対して貴社から平成20年8月25日付の回答書をいただきました。その回答内容につき検討したところ、貴社は委託先である株式会社レンタックスへ改善の申入れをしたいと考えていること、併せて、同社に対して当協会に回答書を提出するよう伝えた旨記されていますが、貴社が契約書をどう扱うかについては、回答がなされていません。

一方、株式会社レンタックスからは、平成20年9月13日付の回答書並びに修正された契約書をいただきました。同契約書は当協会の申入れの趣旨等を踏まえて、概ね是正されていると考えられることから、当協会は書面にて同社に対して申入れを終了する旨伝えております。

このようなことから、貴社に対しては、添付した株式会社レンタックスの修正した契約書を速やかに使用するよう申入れます。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を本書面到着後、1週間以内に書面にて標記当協会まで送付いただきますようお願いいたします。本申入書並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、当協会において公表することがあることを念のため申し添えます。

別添資料 (株) レンタックスの修正した契約書

以上